

自校の総合的な学習の時間を解説する  
—学校版『解説書』作成の勧め—

千葉大学 天 笠 茂

1. 学習指導要領の『指導書』・『解説書』の発行

学習指導要領が改訂されるたびに、文部省より総則をはじめ各教科等の『指導書』が発行されてきた。今回の改訂に際しても、名称は『解説書』（たとえば、『小学校学習指導要領解説 総則編』平成11年5月）となったが、従来の『指導書』と同様の路線に沿ってまとめられている。

このような『指導書』や『解説書』は、学習指導要領の趣旨や内容を文部省の立場から解説するものとして受け止められ、さらには教育委員会がこの種の冊子を地域の事情に応じてまとめ、管内の学校に配布するものであった。すなわち、この種の冊子の作成は、教育課程行政の一環としてなされてきたもので、作成の主体も文部省ないし教育委員会であって、各学校がまとめるという発想はこれまでなかった。また、実際のところ必要なかった。

しかし、総合的な学習の時間の新設は、各学校に対して自校の総合的な学習の時間を解説することを求めているようである。すなわち、自校の総合的な学習の時間は、どのようなねらいや目標をもち、いかなる資質・能力を子ども達に育てようとしているのか。そのために、どのような課題を、いかなる計画と内容・方法をもって、さらに、組織運営によって進めるか。これらについて記述し、学校内外に対して明示していくことが求められているのである。

ところが、これら総合的な学習の時間をめぐる諸事項については、校内において検討がはかられ論議されてはいるものの、その場に居合わせた人々の記憶の中に留まったり、あるいは、断片的な書類のなかに埋もれてしまったり、折角作成された文書も教職員個々のファイルに収まり、学校として形あるまでに整理され、まとめられるということは、これまでのところ余り目にすることはない。

総合的な学習の時間の取り組みを形あるものしていく必要性については、多くの学校関係者に認識されていても、そのねらいや目標、全体計画、進め方などについて記述し、学校として冊子にまとめ上げるところまで至っていないのが現状である。すなわち、学校には各学年ごとに開発した単元や年間の指導計画がそれなりに蓄積されつつあるものの、そのねらいや進め方について説明をはかることについては、まだこれからといったところである。

だが、折角開発した総合的な学習の時間を確かなものにしていくには、自校で、それを記述し解説をはかった『解説書』の作成が次にあげる点から必要になってきている。

・ねらいや目標、全体計画、内容、年間指導計画、進め方、などを明示することを通して、教職員の間で総合的な学習の時間について共通理解をはかる。

・総合的な学習の時間の進め方のノウハウについて、個人や学校が秘匿するのではなく明示することに努める。

・総合的な学習の時間を次年度に引き継ぐにあたって、また、後任に伝えるにあたって、

時間的ロスの軽減をはかる。

- ・保護者に対して自校の総合的な学習の時間を明示して説明責任をはたす。

## 2. 確認事項を列記したケース

では、この学校版『解説書』をどのようにイメージしたらよいのか。この点についてイメージ化をはかるために次に2つのケースを紹介することにしたい。

まず、次の資料は、千葉市立稲毛中学校「平成12年度研究のあゆみ—総合的な学習の創造—」の中に“総合的な学習の時間の確認事項”として収められたものである。記述された事項をみると、総合的な学習の時間の進め方について校内において、どのようなことが話し合われ確認されたかがとらえられる。

ここでは、その中身については問わないことにするが、このような校内において論議し確認してきたことを、文書にしてまとめ、自校の研究紀要などに文書にして掲載し、次年度に引き継いでいくことはとても大切である。

もつとも、これだけでは総合的な学習の時間のねらいや内容が欠けているなど、まだ学校版『解説書』の要件を十分に満たしているとはいえない。

しかし、記述されている各事項について肉づけをしていくならば、すなわち、話し合ってきたこと、提案されたこと、様々に配布された文書、これらをまとめていくならば、そこに同校なりの総合的な学習の時間の『解説書』の誕生に近づくことになるであろう。

### 【資料1】

#### 総合的な学習の時間の確認事項

本年度は試行1年目ということで、教師も生徒も手探りの中で、模索しながら活動していった。共通理解の必要な事柄については、総合的な学習の時間終了後に、生徒からでてきた疑問点や、職員の意見などを中心に全体研修会で確認をしていった。

- ①できるだけ生徒の主体的な学習への取り組みを大切にす。
- ②校内施設の利用については管理責任者の先生が「使用方法」を定め、人数を割り振り使用する。
- ③活動は、個人でも、グループでもよい。
- ④テーマや、計画は途中で変更してもよい。
- ⑤学年での対応を基本とするが、他学年の教師にアドバイスを受けてもよい。
- ⑥毎回自己評価カードを記入する。
- ⑦校外での活動の手順やマナーを定める。  
校外での計画書を担当教師に提出  
担当教師は教務主任にコピーを提出  
教務主任は一覧表を作成  
担当教師は受け入れ先へ連絡、承諾を得る  
生徒も連絡をし活動する  
学校と生徒からお礼の手紙を発想
- ⑧校内外の施設の利用は2学期以降とする。
- ⑨原則として引率はつかない。必要に応じて保護者に依頼する。
- ⑩休日（長期休暇も）に校外学習を行う場合は、保護者の承諾を得て行う。

①費用はすべて自己負担とする。

②保護者向けの文書を作成し、家庭との共通理解を図る。

③まとめ・発表の形態は次の通りとし、発表会は各学年で行う。

- ・レポートにまとめる
- ・作品に仕上げる
- ・掲示物を作成する
- ・ビデオにまとめる
- ・演奏、実演をする
- ・その他

3. シンガポール日本人学校小学部における手引き書『シンガポール（総合科）』の作成  
 次の資料は、シンガポール日本人学校小学部が作成した手引き書『シンガポール（総合科）』の目次である。同校は、1997（平成9）年から、それまでのシンガポールについての学習や国際理解教育の見直しをはかるとともに総合的な学習に備える観点から、教育課程の見直しをはかり、“シンガポール（総合科）”の新設に取り組んだ。それは、あしかけ3年にわたる学校をあげてのカリキュラム開発の取り組みととらえることができ、日本人学校における教育課程の編成について一石を投じるものであった。

この“シンガポール（総合科）”の新設をはかる過程で、シンガポール日本人学校小学部は、その新設の意図や経緯、その内容などについて『解説書』（同校では『手引き書』と称した）を作成した（1997（平成9）年度）。まさに、この学校版『解説書』を残すことによって、その全体像を明らかにするとともに、次にこの取り組みを伝えることを試みたといえよう。

この点からも、この『手引き書』の存在は、総合的な学習の時間をめぐる学校版『解説書』の作成にあたって、イメージを提供する上で大いに参考になるものと思われる。すなわち、“シンガポール（総合科）”のねらい、目標、内容、指導計画、評価、などについてまとめられており、まさに“シンガポール（総合科）”の解説書といってよい。

## 【資料2】

### 第1章 シンガポール（総合科）の新設

#### 第1節 社会の変化に対応する教育の在り方

#### 第2節 シンガポール（総合科）新設の経緯

##### 1 シンガポール理解・国際理解教育内容の再編への模索

##### 2 教育課程再編の柱としてのシンガポール（総合科）の検討

#### 第3節 シンガポール（総合科）新設の趣旨とねらい

### 第2章 シンガポール（総合科）の目標

#### 第1節 教科目標

#### 第2節 学年の目標

##### 1 学年の目標の趣旨

##### 2 2学年に共通する目標の設定

### 第3章 シンガポール（総合科）の内容

#### 第1節 内容構成の考え方

#### 第2節 第1学年の内容

#### 第3節 第2学年の内容

#### 第4節 第3学年の内容

#### 第5節 第4学年の内容

第6節	第5学年の内容
第7節	第6学年の内容
第4章	指導計画の作成等
第1節	指導計画作成のポイント
第2節	指導計画作成上の配慮事項
第5章	各学年の年間活動計画
第1節	第1学年の年間活動計画
第2節	第2学年の年間活動計画
第3節	第3学年の年間活動計画
第4節	第4学年の年間活動計画
第5節	第5学年の年間活動計画
第6節	第6学年の年間活動計画
第6章	各学年の評価規準
第1節	第1学年の評価規準
第2節	第2学年の評価規準
第3節	第3学年の評価規準
第4節	第4学年の評価規準
第5節	第5学年の評価規準
第6節	第6学年の評価規準
第7章	今後の課題

#### 4. 学校版『解説書』の作成を

さて、二つの学校で作成された資料を紹介したが、これらより、学校版の『解説書』のイメージが浮かび上がってきたであろうか。

すでに述べたように、資料1は総合的な学習の時間をどのように進めるかについて、また、資料2は“シンガポール（総合科）”の目標や内容についての記述が中心である。

手引き書『シンガポール（総合科）』には、これを、どのように組織運営し進めていくかについての記述は不足している。すなわち、“シンガポール（総合科）”をどのように進めるかについて、稲毛中学校にあるような確認事項を載せるということを、ここでは行っていない。その意味で、この『手引き書』に、さらに、進め方についての諸事項などを加えることによって、より実践に即したものとなるであろう。

各学校において、総合的な学習の時間の『解説書』を作成するにあたって、その目標や内容とともに組織運営に関する事項を加えてまとめることが大切である。すなわち、総合的な学習の時間の目標や内容に組織運営の項目などを加え、それらを構造化して組み立てることによって、学校版『解説書』は自校の総合的な学習の時間についての解説書としての役割を果たすとともに、実践のためのマニュアルとしての存在感を増すことになるであろう。

次年度に本格実施を控え、その準備のための取り組みとして、このような総合的な学習の時間について学校版『解説書』を作成する動きが、それぞれの学校において生まれることを期待したい。